

## 令和4年度第2回 勝山市地域包括支援センター運営協議会

## 1. 勝山市地域包括支援センター運営報告

## (1) 勝山市地域包括支援センターの体制

(R5.1月末現在)

・ 所長	1名
・ 所長補佐兼主任介護支援専門員	1名
・ 保健師	1名
・ 管理栄養士	1名
・ 事務職	3名
・ 医療コーディネーター（保健師）（会計年度任用職員）	1名
・ 介護支援専門員（会計年度任用職員）	1名
・ 看護師（会計年度任用職員）	3名

## (2) 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務実績

○令和3年度実績

	介護予防支援業務	介護予防ケアマネジメント業務	合計
委託数	1,192	566	1,758
地域包括支援センター	834	393	1,227
合計	2,026	959	2,985

○令和4年度実績見込み

	介護予防支援業務	介護予防ケアマネジメント業務	合計
委託数	1,107	505	1,612
地域包括支援センター	829	445	1,274
合計	1,936	950	2,886

## 2. 令和4年度の主な事業の報告について

令和4年度地域包括支援センター実施報告（資料3-②）

## 3. 令和5年度の主な事業について

第8次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、自立支援、介護予防・重度化防止を推進し、地域包括ケアシステムを強化するため、関係機関や地域と連携しながら各種事業を推進していきます。

①令和5年度地域包括支援センター運営方針について（資料3-③）

②令和5年度の主な取り組み内容について

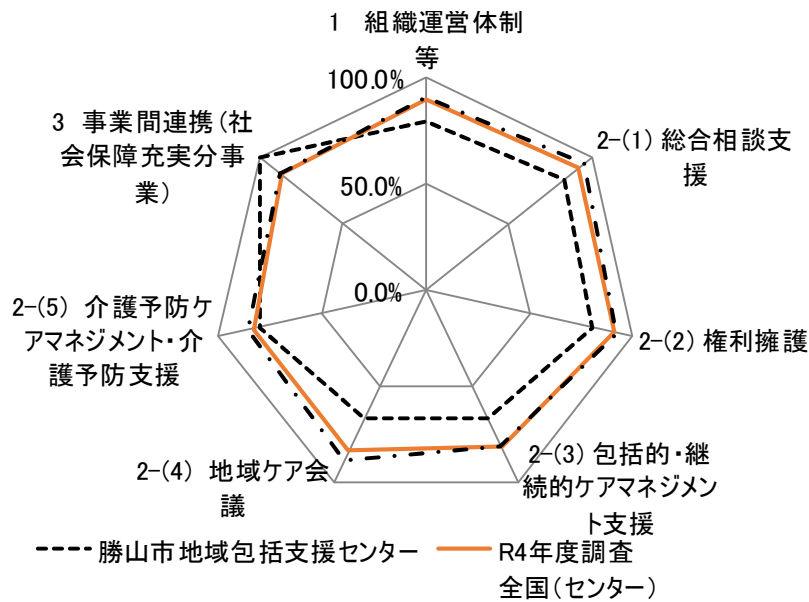
重点項目	令和5年度の主な取組内容
高齢者の健康づくりと生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●フレイル（虚弱）予防の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・地区におけるフレイルチェックとフレイル予防教室の継続実施</li><li>・地区における遠隔指導型フレイル予防事業の実施（拡充）</li></ul></li><li>●リハビリテーション専門職を活用した介護予防事業の実施</li><li>●ボランティア等の生きがいづくりの推進</li></ul>
高齢者介護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>●チームオレンジ設置に向けた認知症支援の検討について、地域の見守り体制の強化</li><li>●介護者支援の充実（介護者の交流会の実施）</li><li>●事例相談会、地域ケア個別会議を継続して実施。事例から出された地域課題をまとめ、地域づくりや必要な資源について検討</li><li>●在宅医療・介護に関する普及啓発（研修会や講座等の開催）</li></ul>
高齢者総合相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域包括支援センターの周知</li><li>●成年後見制度・高齢者虐待防止の普及啓発</li></ul>

#### 4. その他

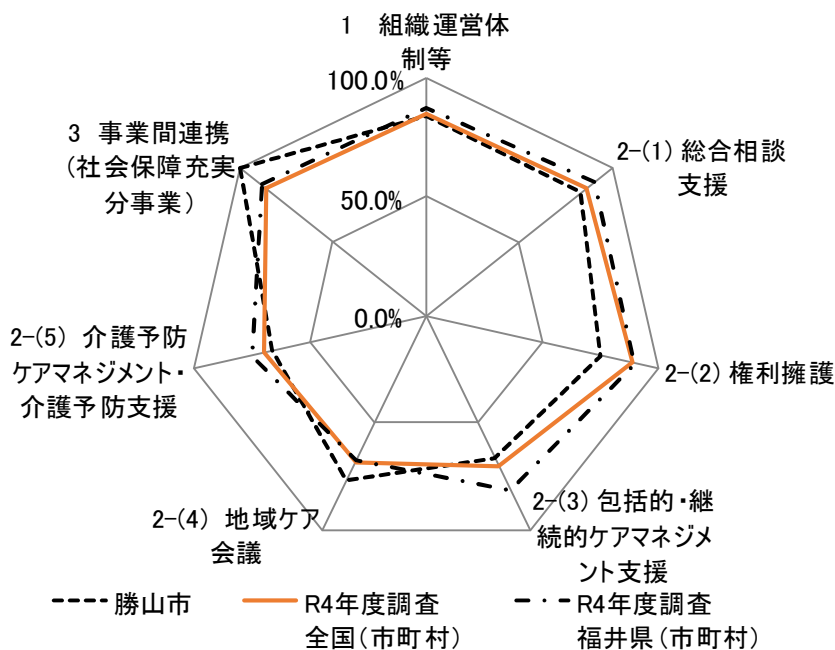
##### ●令和4年度地域包括支援センターの事業評価報告について

平成30年度より、毎年度全国統一の評価指標を用いて、センターの事業評価を行うこととなっています。評価指標は、組織運営体制、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援、事業間連携の7項目に分けて、保険者である市と地域包括支援センターの取り組みと連携状況を確認し、事業評価しています。結果は下記のとおりです。

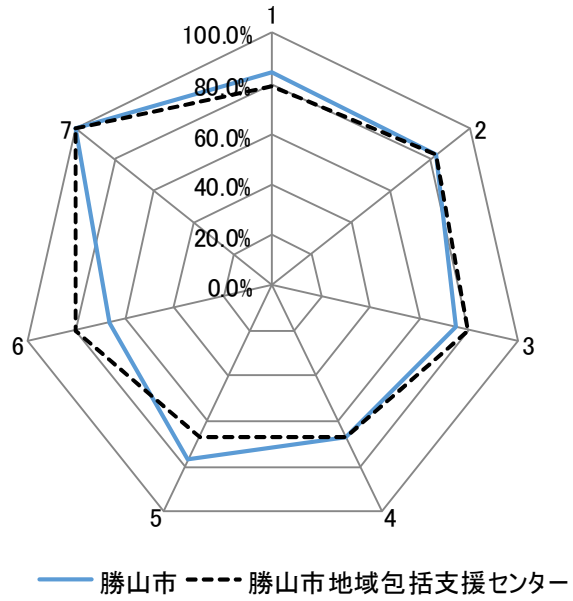
##### (1) 地域包括支援センターの取り組み状況（全国・県平均との比較）



##### (2) 市の取り組み状況（全国・県平均の比較）



(3) 市と地域包括支援センターの取り組み状況の比較



## 令和4年度地域包括支援センター実施報告

(R5.1 月末時点)

## 【高齢者の健康づくりの推進】

## 1. 介護予防把握事業

要支援・要介護認定者を除く65歳以上の方に対し、独居等高齢者の訪問や窓口相談、介護予防教室などで、基本チェックリスト、もの忘れに関する項目等への記入により、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に発見し、介護予防事業やもの忘れ検診等につなげる。

(1) 独居等高齢者訪問 訪問数 262 件

## (2) 70歳を対象とした「人生これから元気度チェック」の実施

R4年度に70歳となる方を対象に、基本チェックリストにももの忘れやフレイルに関する項目等を追加した「元気度チェック」を送付し、対象者にチェックしていただくことで日頃の生活の振り返りや気づきの機会とする。

○対象者数・・・383人(要支援・要介護認定者等を除く70歳の方)

(元気度チェックの結果)

	回収数	結 果		
		フレイル 該当	事業対象者 該当	もの忘れ 検診該当
人数	103	86	51	19
該当率	26.9%	83.5%	49.5%	18.4%

## (3) 基本チェックリスト等実施状況

	回収数	内 訳					
		窓口相談 訪問等	独居 訪問	お出かけ サロン	介護予 防教室	元気度チェ ック対象者	その他
令和4年度	116	11	2			103	0

## (4) もの忘れ検診の受診勧奨

基本チェックリストに、もの忘れに関する項目を追加し、もの忘れの項目に該当する方に検診受診をすすめ、早期発見・早期治療につなげる。

(もの忘れ検診対象該当者数・受診者数・受診結果)

	チェックリ スト回収数	もの忘れ検診		
		該当者数	受診者数	受診結果
令和4年度	116人	25人 (21.7%)	1人 (4.0%)	異常なし 1人

※もの忘れ検診該当者で、認知症について受診歴がある人、介護保険等の申請等につながった人等にはもの忘れ検診を勧めていない。

## 2. 介護予防普及啓発事業

### (1) 地区サロン等における出前講座

回数：5回

参加者数：95名

内容：認知症予防、高齢者の栄養とお口の健康、ACPについて

### (2) 健康長寿！一番体操教室

内容：おもり(1本200g、最大2kg)を使い、個人の体力にあわせて音楽に合わせてながら6つの体操を行なう。週に1回、自主グループとして各地区で実施。

実施状況：6地区実施(うち1地区 R4年度より新規開始)

### (3) アンチエイジング講座

内容：膝・腰痛予防を中心とした体操。

会場：健康の駅 湯ったり勝山

実施日：R4.8.17～R4.10.5 の期間で週1回実施

### (4) いきいきサロン

内容：体操、講座、レクリエーション (送迎・昼食・入浴はなし)

会場：湯ったり勝山・すこやか多目的ホール

実施日：第2、3水曜日・第3木曜日

実施回数：44回

利用者数：参加実人数 20人 (平均年齢 84.8歳)、参加延べ人数 225人



(いきいきサロンの様子)

### (5) はつらつ教室

内容：個々の状態に合わせた運動の実施および、自宅で継続して実施できる運動等の実施・指導。送迎あり。

会場：介護保険サービス事業所

実施日：水・金曜日

実施回数：72回

利用者数：参加実人数 32人 (平均年齢 83.8歳)、参加延べ人数 417人

## (6)フレイル予防教室

内 容：地域で活動するフレイルサポーターが中心となり、フレイル(加齢により心身の活力が低下した虚弱な状態)のチェックを実施し、自身の状況把握の場としている。また、理学療法士や言語聴覚士、管理栄養士による運動・栄養・口腔のフレイル予防講座を行い、自主的なフレイル予防の取り組みへつなげる。

会場、フレイルチェック実施日、対象者、参加者数：

会 場	清水島集落センター	森川集落生活改善センター
実 施 日	R4.10.14 、 R4.12.16	R4.11.21
対 象 者	清水島地区サロン参加者	上森川地区サロン参加者
参加者数	14 名	13 名



〈フレイルチェックの様子〉

## (7)遠隔指導型フレイル予防事業(新規事業)

内 容：フレイル予防を目的に、オンラインを活用した健康運動指導士による週1回の体操教室。会場のスクリーンに映し出される講師とやり取りを行いながら椅子に座りながらの体操等を行う。福井大学と連携し3か月毎にフレイル状態をチェックしている。

会場	勝山市体育館ジオアリーナ	平泉寺まちづくり会館
実施期間	R4.7~R5.2	R5.1~R5.2
参加者数	39 名	9 名



**(現状と課題)**

- ・独居等高齢者訪問や窓口相談等を行い、支援が必要な人には、医療や介護サービスにつなげることができた。
- ・いきいきサロンやはつらつ教室などの通いの場を提供し、閉じこもりや体力低下の予防につなげている。
- ・「元気度チェック」について、70歳を対象に実施したが、元気に過ごされている方も多く、事業対象者等に該当していても予防事業やもの忘れ検診受診等につながりにくい状況であった。次年度は、対象年齢を見直し、該当者には、積極的に予防事業や必要な支援につなげていくことが必要である。
- ・高齢者が健康を維持して暮らすことができるよう、介護予防教室やフレイル予防教室を継続していく必要がある。
- ・新規事業として、フレイル予防を目的とした遠隔指導での体操教室を実施し、遠隔指導の運営体制を構築することができた。また、福井大学と連携することにより、運動によるフレイル状態への効果等を把握することができた。この教室は、同時に複数会場での実施が可能であるため、今後は複数のまちづくり会館等でも教室を開催し、多くの高齢者がフレイル予防に取り組めるようにしていく必要がある。



## 【高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進】

### (1) 地域いきいきサポーター養成講座

高齢者の生きがいや健康づくり、認知症の理解、地域の見守りの視点をもったボランティアを養成する。70歳を対象に実施。

日時	参加者数	内容
令和4年6月18日 (土) 9:30~11:45	2名 (内、新規1名)	『ボランティアや生きがい活動から健康人生を考える70歳の同窓会』 ・勝山市の現状〇×クイズ ・講演「健康長寿の秘訣は役割のある社会参加」 講師：ご近所福祉クリエイター 酒井保氏 ・いきいきボランティアポイント事業紹介 など
令和4年12月3日 (土) 9:30~11:30	27名 内、新規7名 スキルアップ20名	『いきいきサポータースキルアップ講座』 ・勝山市の高齢者の現状 ・講座「社会参加が脳の活性化を生み、認知症予防に」 講師：作業療法士 中村こと美氏 ・脳トレゲーム、ボランティア活動紹介等

### (2) 地域いきいきボランティアポイント事業

市が指定したボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、ポイントを商品券等に引き換える。

○いきいきボランティア登録者数(40歳以上の市民対象)

R4年度	40代	50代	60代	70代	80代	合計
登録者数(人)	1	0	20	29	17	67

#### (現状と課題)

地域いきいきサポーター養成講座の新規参加者が少ない。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア活動場所が減少していることもあり、いきいきボランティアポイント事業の登録者が減っている。

次年度は、幅広い年代に声かけ、ボランティア活動場所の紹介等を強化することで、新規活動者を増やし、生きがいづくりにつなげていくことが必要である。

## 【総合的な相談機能の強化】

### ① 相談件数 (単位:件)

	窓 口	電 話	訪 問	合 計
令和3年度	298	303	333	934
令和4年度	214	260	397	871

### ② 窓口相談・電話相談の内訳(再掲) (単位:件)

	窓口相談				電話相談			
	介護 関係	権利 擁護	高齢者 虐待	その他	介護 関係	権利 擁護	高齢者 虐待	その他
令和3年度	235	1	1	61	214	9	10	70
令和4年度	144	16	1	53	151	10	2	97

(再掲)

- ・認知症に関する相談 54件
- ・医療コーディネーターに関する相談 2件
- ・困難事例に関する相談 18件(内、関係機関とのケース会議 3件)

### ③相談者 (単位:件)

	本人	同居 家族	別居 家族	民生 委員	ケアマネ ジャー	病院 関係	社協	その他
令和3年度	60	190	135	36	52	63	17	48
令和4年度	76	135	105	17	34	44	8	55

#### (現状と課題)

- ・認知症や医療ニーズの高い方の相談、権利擁護（金銭管理等）に関する相談に加えて、ここ数年、頼れる親族がいない方の相談が増えており、様々な関係機関と連携した対応が必要となっている。
- ・今後も、地域包括支援センターの周知を強化していく。

## 【権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進】

### 1. 成年後見制度の活用推進

#### (1) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立てや利用に必要な費用を負担することが困難な者を対象に、申立てに要する経費や後見人等の報酬等を助成する。

R4年度 市長申立 2件

#### (2) 成年後見の普及啓発・活用促進

##### ①(新規事業)ふくい嶺北成年後見センターの設置(6月)

\*ふくい嶺北成年後見センターとは、勝山市、福井市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町において、成年後見制度の利用促進を図るため、専門的な相談業務、利用支援、普及啓発等を行うもの。

\*7市町合同成年後見制度普及啓発イベントの開催(R4.11.12)。

テーマ「もっと身近に考える わたしも知りたい 成年後見制度」

##### ②市広報に、成年後見制度について掲載(12月)。

##### ③介護支援専門員対象に、研修会を開催(1回)。

テーマ「介護支援専門員が知っておきたい成年後見制度とその活用について」

### 2. 高齢者虐待への対応

#### (1) 高齢者虐待の現状

##### ①養護者による虐待件数

通報・相談受理件数 6件(うち、虐待と判断した件数 0件)

##### ②施設従事者による虐待件数

通報・相談受理件数 2件(うち、虐待と判断した件数 0件)

#### (3) 虐待防止に向けての取り組み

##### ①市広報に虐待について掲載(7月)

##### ②高齢者等虐待防止ネットワーク会議 1回開催予定。

## 【在宅医療・介護連携の推進】

平成26年度より地域包括支援センターに医療コーディネーターを配置し、医療と介護の連携強化を図っている。

・地域包括ケア推進協議会 2回

・多職種連携研修会 3回

テーマ①「心不全の方が入退院を繰り返さないための連携とは」

②「認知症の方の入退院支援の現状」

③「在宅医療を支えるケアマネジャーと薬剤師の連携について」

・市民への在宅ケアに関する普及啓発 4回(ACPについて、病院のかかり方について)

・医療サービスに関する相談に対応

## 【認知症対策の充実】

### (1) 認知症初期集中支援推進事業

平成 30 年 4 月に、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、市内認知症専門医療機関(たけとう病院)と連携し、実施体制を整えている。

・支援対象件数 0 件

実施内容	実施月日
認知症初期集中支援チーム検討委員会(第1回)	令和4年6月24日(金)
認知症初期集中支援チーム員等との連絡会	令和5年2月7日(火)
認知症初期集中支援チーム検討委員会(第2回)	令和5年3月10日(金) 予定

### (2) 認知症地域支援推進員相談延件数 30件

### (3) 認知症カフェ(つながる cafe)の開催

実施名	会場	時間	実施回数	参加数
つながる cafe	サンプラザ 2 階	10:00~11:30 第 2 金曜日	8 回 (月 1 回)	延人数 63 人
家族向け 認知症 cafe	教育会館 3 階	13:30~15:00	10 回 (月 1 回)	延人数 95 人

### (4) 認知症ケアパスの作成、認知症に関する相談窓口の周知等

勝山市認知症ケアパスを作成し、市内医療機関、各量販店、金融機関、郵便局等に設置し、認知症に関する相談窓口を周知した。

### (5) 認知症サポーター養成講座

地域で認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを増やす。

	実施回数	参加人数	対象者
令和4年度	8 回	実 131 人 (大人 81 人キッズ 50 人)	小学生、中学生、 民生委員、市民等

#### (現状と課題)

- ・認知症カフェを実施し、認知症の方やそのご家族への支援の強化に努めた。
- ・認知症相談窓口の周知を継続し、家族や関係者が早期の段階で気軽に相談できる体制としていくことが求められる。また、相談内容に応じた、医療や介護、関係機関との連携の継続が必要である。
- ・引き続き、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症についての正しい理解をもつ方を地域に増やしていくことが必要である。
- ・令和4年度は認知症サポーターが認知症 cafe など活動することができており、今後もサポーターが活動できる体制づくりが必要である。

### 【地域ケア会議の推進】

ケアマネジメントの効果的な実施のために、介護支援専門員、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者等により構成される会議を設置し、個別事例について支援方法を検討し、地域課題を検討する。また、介護支援専門員に対し、支援困難事例等の支援方法について研修会やグループワーク、専門家による指導・助言を行う。

- (1) 居宅介護支援事業所代表者会議 4回
- (2) 介護支援専門員研修会 (内容)・新任介護支援専門員研修会 1回  
・成年後見制度に関する研修会 1回
- (3) 支援困難事例への指導助言 34件
- (4) 事例相談会(オンライン開催) 4回(参加延べ人数 118人)  
(内容)グループワーク、ミニ講座又は体験談など
- (5) 介護予防のための地域ケア個別会議(オンライン開催)

回数	事例数	参加専門職	参加者数
4回	8	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、主任ケアマネジャー、生活支援コーディネーター	108

### 【介護者の負担軽減と健康保持に向けた施策の充実】

#### (1) 訪問介護相談

家族介護をする方を支援するために、ヘルパー等の介護の専門家を家庭に派遣し、介護方法の指導や相談を行い、介護者の精神的負担の軽減を図る。 3件

#### (2) 「介護マーク」の配布と普及啓発

在宅介護を推進し、介護者の方を応援することを目的に、「介護マーク」を配布する。

R4年度配布数 2個



## 【高齢者見守り活動の推進】

### (1) 地域見守り協定事業所と協働した見守り活動の実施

高齢者宅への配達や集金業務などを行う事業者より、日常業務の中で感じた異変を地域包括支援センターに連絡いただき対応する。

- ・締結先:28 事業所 1 協会(17 事業所加入)、連携先:市上下水道課
- ・見守り協定事業所等からの相談・通報状況)・・・令和4年度 2件 (配達業者等)

### (2) 勝山市地域見守り事前登録制度

認知症などにより行方不明になる可能性のある者の情報(氏名や身体的特徴、写真等)を事前に登録することで、行方不明時に早期に関係機関に情報提供を行うことができ、発見・保護につなげる。

(事前登録者数)

	新規登録者数	除外者数	登録者累計
令和4年度	3件	3件	36件

### (3) 勝山市見守り事業

地域見守りシステムを活用し、行方不明高齢者等を発見した場合の迅速な連絡体制と安全対策を強化する。

- \* 地域見守りシステムとは・・・認知症や認知症の疑いにより行方不明になる恐れのある高齢者等に QR コードが印刷されたラベル・シールを配布し、対象者の衣類等に貼付。対象者が行方不明になった際に、発見者がスマートフォンで QR コードを読み取ることにより、家族と連絡を取り合うことができる。

	新規登録者数	登録者累計
令和4年度	6件	19件

## 令和 5 年度勝山市地域包括支援センター運営方針

### I 運営方針

この運営方針は、「第 8 次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、勝山市地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムを推進する事業の実施に係る方針について示すものである。

### II 組織運営体制

#### 1. 人員配置基準

介護保険法施行規則に定める原則基準に基づき、次の 3 職種を配置するものとする。

保健師 1 名以上

社会福祉士 1 名以上

主任介護支援専門員 1 名以上

その他必要な職員等

#### 2. 職員の人材育成

職員の資質向上のため、職場内での勉強会や各種研修会、多職種との交流等に参加する機会を確保するよう配慮する。

### III 実施方針

#### 1. 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することにより、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する。

#### 2. 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域包括支援センターは、地域特性や課題を把握し、地域課題解決に向けて適切かつ柔軟な事業運営を行う。

#### 3. 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携および専門職との連携）構築の方針

高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス、インフォーマルサービス等を適切に利用できるよう、介護保険事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会等の専門的多職種と、地域の中のさまざまな取組みを連携させ、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進する。

#### 4. 介護予防にかかるケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

介護予防ケアマネジメントは、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援するものである。適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成するものとする。

#### 5. ケアマネジメント支援の実施方針

介護支援専門員が包括的、継続的ケアマネジメントの実践ができるように、地域の連携・協力体制を構築する。

介護支援専門員からの個別相談を受けるとともに、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行います。また定期的な情報交換会、研修会等を開催し、介護支援専門員のスキルアップを図る。

#### 6. 地域ケア会議の運営方針

介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、地域ケア会議を行う。

個別ケースの検討を通じ、自立支援に資するケアマネジメント支援、高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワーク構築、地域課題の把握をするとともに、地域づくり、資源開発などの政策形成へつなげる。

#### 7. 市との連携方針

市と地域包括支援センターは、随時連絡調整を行い、地域ケア会議で発見された課題や各事業の進捗状況の共有等の相互連携を行う。

#### 8. 公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するなど公正・中立性の確保に努める。

勝山市地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センター業務についての報告、説明等を行う。

市が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、自己評価を実施するとともに市の定期的な点検を受け、公平性・中立性の確保に努める。

### IV 業務推進の指針

#### 1. 事業計画の策定

地域包括支援センターはセンターの目的や業務内容に沿った年度の事業計画を策定するものとする。

#### 2. 設置場所



地域住民が気軽に相談に訪れることができるよう窓口の設置場所や案内・標示を工夫し、相談者のプライバシーが確保されるよう環境を整備する。

### 3. 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、勝山市個人情報保護条例に基づき、地域包括支援センターが、守秘義務を遵守し、保有する高齢者等の情報の漏洩防止や適切な情報管理を徹底することにより、個人情報の保護に留意する。

### 4. 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力をえるために、パンフレットやチラシ等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

### 5. 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告し協力して解決する。

## V 業務内容

### 1. 第1号介護予防支援事業

要支援者及び基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活の支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

### 2. 一般介護予防事業

住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。また、地域において、リハビリテーション専門職を活用した自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。

#### ①介護予防把握事業

訪問や関係機関との連携により、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に発見し、介護予防事業や医療・介護サービス等の利用につなぐことにより、介護予防の推進を図る。

#### ②介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、高齢者の通いの場を充実し、介護予防の推進を図る。

#### ③地域介護予防活動支援事業

高齢者に関するボランティア活動を奨励・支援し、生きがいによる介護予防の推進を図る。

#### ④地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の推進として、リハビリテーションに関する専門職に次の内容に関する技術的助言を得る。

### 3. 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

- ① 総合相談業務
- ② 地域におけるネットワーク構築業務
- ③ 地域の高齢者の実態把握業務
- ④ 関係機関との連携

### 4. 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

- ① 成年後見制度の活用促進
- ② 老人福祉施設等への措置の支援
- ③ 高齢者虐待への対応
- ④ 困難事例への対応
- ⑤ 消費者被害の防止

### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

- ① 「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ② 包括的・継続的なケア体制の構築
- ③ 地域における介護支援専門員のネットワーク活用
- ④ 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
- ⑤ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

### 6. 地域ケア会議

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者及び

関係団体により構成される地域ケア会議を行う。

(地域ケア会議の目的)

- ① 個別ケースの支援内容の検討を通じた、地域の介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握。
- ② 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じた取り組みの推進

#### 7. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

#### 8. 生活支援体制整備事業

医療、介護のサービス提供のみならず、NPO 法人、民間企業、共同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

#### 9. 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

#### 10. その他の事業

##### ①認知症サポーター養成事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する。

##### ②家族介護支援事業

介護による家族の身体的・経済的負担を軽減するための事業を行う。

#### 11. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。